

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

#### 奈良県人事委員会規則第五号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十六号中「出産後八週間」を「出産の日以後一年」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。